

加西市告示第145号

加西市ふるさと納税プロモーション映像制作業務について、公募型プロポーザル方式を実施するので次のとおり公告する。

令和2年9月9日

加西市長 西村 和平

1 業務の概要

(1) 業務名

加西市ふるさと納税プロモーション映像制作業務

(2) 業務の目的

この事業は、ふるさと納税を財源とした加西市（以下、「本市」という。）の事業の実施状況について、インターネットによりプロモーション動画を配信し、寄附者や市民に広く伝える事で、寄附への理解を一層広げるとともに、寄附者と市民を繋ぎ、ふるさと加西の創造に寄与する事を目的とする。

(3) 委託の範囲

加西市ふるさと納税の使途 (<http://www.city.kasai.hyogo.jp/furu/01furu01.htm>) に応じて寄附を財源充当した事業のうち、市が指定した次の2つの事業の実施状況について、汎用性のある動画コンテンツを制作し、ふるさと納税制度や加西市の魅力を市内外に発信する。

(1) 撮影対象事業

次の2事業の動画を撮影する。

①子育て支援の充実や教育環境整備に関する事業

②観光資源の維持・整備及び鶉野飛行場跡地等歴史遺産の保存・活用に関する事業

(4) 委託期間

契約締結日から令和3年3月31日まで

(5) 業務遂行上の要件

業務に当たっては、「加西市ふるさと納税プロモーション映像制作業務」委託仕様書を遵守すること。

2 提案書の申込者に必要とされる要件

(1) 加西市の入札参加資格を有すること。

(2) 地方自治法施行令第167条の4第1項に規定する欠格条項に該当しないこと。

(3) 加西市から指名停止を受けている欠格条項に該当しないこと。

(4) 会社更生法に基づく更生手続開始申立、または民事再生法に基づく再生手続開始の申立
がなされていないこと。

(5) 参加申込者の所在地の区分に応じ、次に定める地方税及び消費税並びに地方消費税を完納
していること。

- ・加西市内 市税及び消費税並びに地方消費税
- ・加西市外 消費税及び地方消費税

(6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと、又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。

3 提案書の作成・提出に係る事項

(1) 提案書の作成

「加西市ふるさと納税プロモーション映像制作業務」委託仕様書及び加西市ふるさと納税プロモーション映像制作業務公募型プロポーザル実施要領に基づき作成すること。

(2) 不明な点がある場合の質問の受付場所、受付期間、受付方法及びその回答方法

- ① 受付場所 加西市地域振興部きてみて住んで課（加西市役所本庁4F）
担当：阿部
電話：0790（42）8764
メール：furusato-tax@city.kasai.lg.jp
- ② 受付期間 令和2年9月9日（水）から令和2年9月28日（月）
（受付時間は、午前9時から午後5時まで）
- ③ 受付方法 原則として指定の質問書によりメールで行うこと。なお、必ず電話で3（2）の担当者に受理確認をすること。
- ④ 回答方法 回答は、質問のあった日から2日までにメールにて行う。ただし、土日はカウントしない。

(3) 提案書の提出期限、提出場所及び提出方法

- ① 提出期限 令和2年9月28日（月）（土・日・祝日は除く。受付時間は、午前9時から午後5時まで）
- ② 提出場所 3（2）に同じ。
- ③ 提出方法 持参とする。（郵送は必着）
- ④ 備考 7部提出すること（正本を含む）。

(4) その他の留意事項

- ① 提出された提案書等の書面は返却しない。
- ② 提案書の作成及び提出に係る経費は、提案者の負担とする。
- ③ 提出された提案書は、提案書の特定以外には、提出者に無断で使用しない。
- ④ 提案書に虚偽の記載をした場合は、提案書を無効とするとともに、虚偽の記載をしたものに対して指名停止を行うことがある。